

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間及び教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宣

奈良県公安委員会規則第2号

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間及び教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間及び教習資格認定証の有効期間を定める規則（平成19年4月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改める。

第1条の見出し中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改め、同条第1項中「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改め、同条第2項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。